

都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

令和6年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入)	都市計画税	678,810 千円
(歳出)	都市計画事業費等に要する経費	822,997 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画事業費等	街路費	105,390	-	-	-	88,351	17,039
	公園費	62,900	5,400	4,800	3,072	41,604	8,024
	下水道費	150,297	-	-	-	125,997	24,300
	区画整理費等	213,494	-	-	-	178,977	34,517
	公債費	290,916	-	-	-	243,881	47,035
	合計	822,997	5,400	4,800	3,072	678,810	130,915